

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 7 3 9	受 理 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 5 日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し等		
要 旨	<p>敬老乗車証制度は、令和4年10月から負担金や開始年齢の引上げ等について見直された。令和4年、5年の緩和期間を経て令和6年からは従前の負担金額の3倍になった。多くの高齢者が年金生活であり、昨今の物価高騰の中で負担金の大幅な引上げは家計を圧迫し、敬老乗車証の交付率は低下している。</p> <p>また、開始年齢の引上げは納得できない。高齢者の社会参加支援のための福祉施策であれば、前期高齢者である65歳からの適用を求める。</p> <p>なお、負担金の引上げと同時に民営バスが制度適用されたが、適用範囲が限定されているため、同じ西京区内の民営バスの利用でも負担金が生じている。</p> <p>さらに、西京区内から京都市内中心部へのアクセスには交通費がかさみ、最寄りのJR、阪急電車にも敬老乗車証制度の適用を求める。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老乗車証の交付開始年齢を65歳とすること。 2 敬老乗車証の負担金を改正前に戻し、所得区分を細分化すること。 3 民営バスの敬老乗車証の適用範囲をせめて西京区内とすること。 4 敬老乗車証の適用範囲をJR（向日町から京都）、阪急（東向日から京都河原町）にも適用すること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		